

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
<http://www.mssa.jp>



令和6年2月19日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

宮城県主催「宮城県交通安全対策協議会幹事会」の結果について (ご報告)

宮城県企画部地域交通政策課から、令和6年度宮城県交通安全県民運動実施要綱(案)が示され、原案通り可決成立いたしました。また令和6年宮城県春の交通安全運動が

令和6年4月6日(土)から4月15日(月)まで実施されます。協会では勾当台公園市民広場で行われます出動式に参加する予定です。

また、過日協会に対して宮城県公安委員会から宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第1項第3号の規定に基づき

酒気帯び運転 1人

との通知が入りました。加盟会員の皆様には飲酒運転根絶になお一層のご協力をお願いいたします。



一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣

宮城県企画部地域交通政策課長あいさつ



宮城県の事故分析より

宮城県版 歩行中・自転車乗車中の事故

歩行中事故死者 **約6割** が高齢者 (18人中10人)

自転車乗車中の事故死者 **全員** が高齢者 (3人中3人)

高齢者事故死者 **55.6%**

夕方・夜間は反射材を着用しよう!!

「反射材を着用している歩行者」は「着用していない歩行者」よりも **2倍以上** 手前で見えるといわれています。

道路横断時の安全確認に加えて反射材を靴やかばんなどに付け、自分の存在をアピールしましょう。

交通ルール 守るあなたが 守られる

一般社団法人日本損害保険協会 東北支部・宮城県・宮城県警察

歩行中・自転車乗車中の交通事故にご注意を!

自転車等走行中の注意

自転車も交通ルールを守って 安全に利用しましょう!

みんながぶろう ヘルメット

自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

夜間はライトを点灯

飲酒運転は禁止

ヘルメットを着用

令和4年度宮城県交通安全ポスター作文コンクール
【宮城県知事賞】 大和町立小野小学校5年 及川 結月 さん

～ めざせ! 交通安全 日本一 ～

宮城県・宮城県警察

道路交通法改正 (令和5年4月1日施行)

自転車のヘルメット着用努力義務化
～子どもだけでなく、すべての利用者が対象～

自転車安全利用条例 (令和3年4月1日施行)

自転車利用者の義務

- 道路交通法の遵守、他人に迷惑を及ぼさない
- 歩行者への安全配慮、ヘルメットの着用
- 自転車の定期的点検と必要な整備

自転車損害賠償保険等への加入義務

- 自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない
- 事業者や自転車貸出業者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない
- 自転車小売業者は、購入者の保険加入の確認と保険情報等の提供に努めなければならない

自転車安全利用五則を守りましょう!!

① 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

○ 自転車は、道路交通法上の車両と位置付けられており、道路を通行する場合、車道の左側を通行するのが原則です。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

○ 例外的に自転車が歩道を通行できる場合

- ・「歩道通行可」の標識があるとき
- ・13歳未満の子供や70歳以上の高齢者が運転すると
- ・車道や交通の状況に照らしてやむを得ないと認められると
- ・法令で定める障害のある身体障害者

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全運転

○ 信号機や一時停止標識に従い、きちんと安全を確認してから通行しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

○ 自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。

④ 飲酒運転は禁止

○ お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはけません。

⑤ ヘルメットを着用

○ 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

詳しくは県のホームページをご覧ください。
URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/koutuuruu.html>